

**兵庫県 新庁舎等整備プロジェクト基本計画策定支援業務公募型プロポーザル  
事業提案書等に関する質問の回答**

質問の受付期間：令和8年1月26日（月）から令和8年2月2日（月）まで

質問に対する回答日：令和8年2月6日（金）

No.	質問	回答
1	<b>関係様式 P19</b> 様式12の見積書書式に提出者及びプロポーザル件名などの記載および代表者の押印は不要でしょうか	見積書には提出者及び件名を記載してください。 押印は不要です。
2	<b>関係様式 P20</b> 様式12の見積書書式に特別経費の欄がございます。特別経費は、国土交通省告示8号にある出張費、特許使用料、その他と思われませんが、兵庫県様からの特別な依頼はございますでしょうか。	特にありません。
3	<b>募集要項 P10</b> 募集要項 8 (3) 審査基準に価格評価が10点とされていますが、評価方法（基準）をご教示ください。	全参加者の見積金額を比較し、相対評価により採点を行います。
4	1号館別館の既存地下躯体の情報についての質問です。既存外壁位置は、「兵庫県庁舎再整備に係る執務環境整備業務報告書-資料編・図面集_20200630」の別館B2F図で読み取れますが、断面の計画についてわかる既存図面等ございましたらご教示ください。	別添1のとおり (執務環境整備業務報告書中の別館B2F図は、別添1図面ではB1Fに当たります)
5	<b>仕様書 P5～P6</b> 仕様書P5-P6、5有識者委員会の運営支援に「有識者委員会（4回程度）の資料及び記録を作成」について。 質問1 支援対象となる「有識者委員会」とは、貴県HPに掲載の「県庁舎のあり方等に関する検討会」を指しますか。それとも、基本計画策定のために別途設置される委員会ですか。 また、同HPにある「新しい働き方部会」「にぎわいづくり部会」等の専門部会も、支援対象に含まれますか。	仕様書に記載の有識者委員会は、「県庁舎のあり方等に関する検討会（R8.3末廃止予定）」とは別にR8.4以降に新たに設置するものです。また、「新しい働き方部会」「にぎわいづくり部会」は同検討会の部会であるため、本業務の支援対象外です。
6	<b>仕様書 P4</b> 4(2)モトキタエリア整備計画の検討、キ緑化方針「計画対象敷地内における樹木の状況調査」は、すべての樹木が対象になりますでしょうか。樹高等による対象の絞り込みは考えられますか。	仕様書P4 4(2)キ緑化方針の②に示す樹木の状況調査は、原則、計画対象敷地（1号館・2号館・3号館敷地、旧県民会館敷地、県警本部駐車場跡敷地及び県公館敷地）内の樹木のうち、高木（H=3.0m以上）を対象とします。

7	<p><b>仕様書 P5</b></p> <p>4 (2)モトキタエリア整備計画の検討ケ. エリアマネジメントの導入①現状把握に、まちづくりに関する地域活動団体やその取組状況を調査とあります。</p> <p>地域活動団体との協議に際して、貴県からのご紹介や調整等についてご支援頂けるという認識でよいでしょうか。</p>	お見込みのとおりです。
8	<p>職員数・部署配置等の前提条件について</p> <p>資料：参加表明書等に関する質問の回答No. 52「1号館跡地の配置を想定する新庁舎と、継続使用する3号館を合わせ、約3000人が入居する想定」とあります。</p> <p>新庁舎と3号館の各庁舎への入居部局や職員数について、現時点で前提として決定している内容があればご教示ください。</p>	参加表明書等に関する質問の回答No. 53のとおり、新庁舎等（継続使用する3号館含む）に入居する部局等の配置や、新庁舎と合築整備する県民交流機能の配置も含め、基本計画策定時の検討となります。
9	<p><b>募集要項 P8 第3 6 (1)</b></p> <p>提出書類について、②テーマ別提案書の綴じ方についてご教示願います。</p>	<p>テーマ1・2は、それぞれ左肩をホッチキス留めしてください。テーマ3は1枚のためホッチキス留めは不要です。</p> <p>テーマ1・2・3を1セットとして、10セット提出ください。</p>
10	<p><b>募集要項 P10 第3 8 (2)</b></p> <p>出席者は5名以内とありますが、パソコン操作者は5人の中に含まれないと考えてよろしいでしょうか。</p>	出席者はパソコン操作者を含めて5名以内としてください。
11	<p>現庁舎の課と人数構成がわかる資料をご提示頂けますでしょうか。また、各課の関係性がわかる資料（組織表など）も合せてご提示頂けますでしょうか。</p>	<p>課の人数構成は組織運営上の内部管理情報であり、公表は差し控えます。契約後、個別のデータを提供させていただきます。</p> <p>各課の関係性については、「兵庫県 庁舎再整備に係る執務環境整備業務」報告書本編P64～P65の所属間近接度調査結果を参考にしてください（一部、組織改編により統廃合・課名の変更はありますが、大きな変更はありません）。</p> <p>なお、現在の組織構成は別添2の県機構図ととおりです。</p>
12	<p><b>基本構想 P23 IV社会経済情勢の変化 3 県庁周辺エリアの開発需要</b></p> <p>民間事業者ヒアリングの結果について、ヒアリング対象者、ヒアリング議事録など詳細な資料の提供をお願いします。</p>	<p>詳細な内容は受託者決定後に提供します。なお、令和7年10月に県において民間事業者を対象としたプレサウンディングを実施しておりますので、その概要を別添3のとおり提示します。</p>
13	<p><b>基本構想 P23 IV社会経済情勢の変化 3 県庁周辺エリアの開発需要</b></p> <p>前項の詳細資料がプロポーザル段階で提供されない場合、業務段階ではご提供いただけると考えてよろしいでしょうか。</p>	お見込みのとおりです。

14	<p><b>基本構想 P23 IV社会経済情勢の変化 3 県庁周辺エリアの開発需要</b></p> <p>表中の「その他」に「住宅+商業施設等の合築を可能とすること」との記載があります。部分的な住宅機能も本業務にて検討する民間提案の可能性に含まれると考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>同表は令和4年当時の事業者の認識であり、県としては基本構想P39 VI 3 (1)のとおり、地域内外の交流を促すことを目指すため、住宅機能については導入しないこととしています。</p>
15	<p><b>基本構想 P39 VI新庁舎等整備に向けた基本的な考え方 3 (1)ゾーニングの考え方</b></p> <p>当該ゾーニングの考え方に関連して、既存3号館の使用期間の想定がありましたらご教示ください。</p>	<p>3号館庁舎は平成2年に建設しており、標準的な建物寿命は70年~80年程度と考えられることから、2060~2070年頃までの使用を想定しています。</p>
16	<p><b>基本構想 P39 VI新庁舎等整備に向けた基本的な考え方 3 (1)ゾーニングの考え方</b></p> <p>当該ゾーニングの考え方に関連して、既存3号館にて現在実施されている工事の内容、設備大規模改修の内容と実施時期をご教示ください。</p>	<p>長寿命化工事として、外壁改修、電灯設備、空調・衛生設備等の更新を行うとともに、行政フロア(8階~13階)の一部内装改修を実施しており、令和8年2月に完了します。</p>
17	<p><b>基本構想 P47 VIII参考 1 (1)概算規模</b></p> <p>県民交流部門(旧県民会館)の機能ごと(ホール、ギャラリー、貸し会議室等)の想定室数及び面積をご教示願います。</p>	<p>基本構想P48に記載のとおり、ホール400㎡を1つ、ギャラリー300㎡を1室のほか、貸し会議室(全体で2,200㎡(室数は基本計画で詳細検討))、その他ロビー等共用部分等を想定していますが、具体的な内訳は基本計画策定の中で検討していきます。</p>
18	<p><b>基本構想 P48 VIII参考 1 (1)③算定結果</b></p> <p>行政部門再整備後の面積が約63,500㎡とありますが、福利厚生スペース、及びその他諸室スペース(銀行・郵便局・テナント・運転員控室)を含めた面積と考えてよろしいでしょうか。(庁舎再整備に係る執務環境整備業務報告書を踏まえて質問します。)</p>	<p>お見込みのとおり、再整備後の行政部門63,500㎡には左記のスペースを全て含むものとお考えください。</p> <p>ただし、個別の諸室については必要性を含め基本計画策定の中で具体化を図っていく予定です。</p>
19	<p><b>基本構想 P48 VIII参考 1 (1)③算定結果</b></p> <p>駐車場再整備後の面積が約10,500㎡とありますが、現3号館の地下駐車場の面積は含み、県公館の地下駐車場の面積は含まないと考えてよろしいでしょうか。また、その他に現況のままの利用することを想定した駐車場はないと考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです(参考:現3号館の地下駐車場の面積は約3,500㎡)。</p>
20	<p><b>募集要項 P8 第3 6 事業提案書等の受付 (1) 提出書類</b></p> <p>提出書類リストの④上記の電子データ(Word、PDF)とあります。事業提案書をMicrosoft PowerPointで作成した場合、Wordのデータ(doc、docx)でなくPowerPointのデータ(pptもしくはpptx)を提出することで代替することは可能でしょうか。</p>	<p>可能です。</p>

21	<p><b>募集要項 P10 第3 8 第2次審査 (2) プレゼンテーション及びヒアリングの概要①実施方法</b></p> <p>ヒアリングの際の会場内の配席、備品の配置等、詳細については、後日ご連絡いただけるとのことです。よろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおり、3月中旬を目途に参加者に通知します。</p>
22	<p><b>募集要項 P10 第3 8 第2次審査 (2) プレゼンテーション及びヒアリングの概要①実施方法</b></p> <p>「説明はテーマ別提案書の内容のみとし、説明用パネル（A1版）又はプロジェクターは使用できるが、追加資料や模型等を用いた説明はできない。」とありますが、以下をご教示ください。</p> <p>①「説明用パネル（A1版）」について、使用できるのは事業提案書のA3版紙面そのものを約200%拡大したものに限られるか、提案書紙面内にレイアウトした図や写真、文章をA1大に拡大したのも可と考えてよろしいでしょうか。</p> <p>②「説明用パネル（A1版）」を使用する場合、パネルを立てかけるためのイーゼル等の持ち込みは可能でしょうか。</p> <p>③プロジェクター投影の場合の、投影内容は提案書自体ではなく、提案書に記載の文言・挿入図・写真をPower Point等の画面に編集したものでよろしいでしょうか。</p> <p>④プロジェクター投影の内容について、動画の使用は不可と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>①提案書に記載されているものであれば、図等の拡大したものも可とします。</p> <p>②可能です（会場にはパネルを立てかけるためのイーゼル等は準備していません）。また、設営準備は全て入室から事務局による注意事項説明までの時間（5分間）に行ってください。</p> <p>③提案書に記載されているものであれば、編集したものも可とします</p> <p>④動画の使用は不可とします。</p>
23	<p><b>募集要項 P10 第3 8 第2次審査 (2) プレゼンテーション及びヒアリングの概要①実施方法</b></p> <p>「説明はテーマ別提案書の内容のみとし、説明用パネル（A1版）又はプロジェクターは使用できるが、追加資料や模型等を用いた説明はできない。」とありますが、プロジェクター使用に際し以下を教えてください。</p> <p>①プロジェクター・スクリーンは貴県にて用意いただけるものと考えてよろしいでしょうか。またその際用意されるプロジェクターの機種、解像度、画面のアスペクト比（16:9か4:3か）、PCとの接続端子（HDMIかDVIか）についてご教示ください。</p> <p>②投影するPCは提案者のPCを持ち込むものと考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>①②プロジェクター、スクリーンは事務局で用意します。投影用のPCは提案者のPCをご持参ください。機器の概要は以下のとおりです。</p> <p><b>【プロジェクター】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1920:1080 ドット（16:9）</li> <li>・HDMI 端子</li> </ul> <p><b>【スクリーン】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・120インチ（2580mm×1615mm程度）</li> </ul> <p>当日は投影用のPC接続、データ投影等の準備を全て入室から事務局による注意事項説明までの時間（5分間）に行ってください。それ以上に準備に時間を要した場合も発表時間の延長は行いませんのでご了承ください。</p>

<p>24</p>	<p><b>基本構想 P25 V 新庁舎整備にあたって考慮すべき視点 2 災害対応拠点として必要な機能の確保</b></p> <p>幹線道路北側の災害対策センターについて、【委託仕様書 4 業務内容 (1) 県庁舎機能整備基本計画の検討 オ 平面計画】に、『既存3号館・災害対策センターについても、各フロアの平面計画を検討する。』との記載があります。</p> <p>① 本計画では既存災害対策センターの機能が新庁舎に移転・合築する想定でしょうか。</p> <p>② もしくは、既存災害対策センターの機能は現在地のままでしょうか。</p> <p>③ 上記の回答が①の場合、災害対策センターの跡地の利用想定をご教示ください。</p> <p>④ 上記の回答が②の場合、災害対応において、既存災害対策センターと新庁舎の役割分担があればご教示ください。</p> <p>⑤ 既存3号館・災害対策センターの平面計画の検討に関する業務内容について、具体的にご教示ください。(基本計画策定支援業務・基本設計業務についてそれぞれ)</p>	<p>①②移転も選択肢に基本計画で検討します。</p> <p>③仮に移転することとなった場合は、行政庁舎としての利用を想定しています。</p> <p>④基本計画において検討します。</p> <p>⑤既存3号館・災害対策センターの平面計画の検討に関する業務内容はそれぞれ以下のとおりです。</p> <p><b>【基本計画】</b> 新庁舎、既存3号館及び災害対策センターを含めた全庁舎において、行政業務や危機対応業務が円滑・効果的に実施できる配置を検討する</p> <p><b>【基本設計】</b> 基本計画を踏まえた各部局に応じた平面計画の設計</p>
-----------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

25	<p><b>基本構想 P47～P48 Ⅷ参考 1 再整備の概算規模と概算事業費 (1) 概算規模 (2) 算定の考え方 (3) 算定結果</b></p> <p>駐車場の規模について再整備後の面積が記載されていますが、下記をご教示ください。</p> <p>①駐車場面積の算定の考え方について、「神戸市の「建築物に附置すべき駐車施設に関する条例」に基づき、敷地内に設置すべき必要台数を確保しました。」とありますが、その算定根拠となる台数をご教示ください。また、その台数の中に、民間提案エリアに整備される施設に対する附置義務駐車台数が含まれるでしょうか。</p> <p>②再整備後の試算面積である10,500㎡の内に、3号館(約3,500㎡)の既存駐車場面積は含まれるでしょうか。</p> <p>③現3号館の駐車台数をご教示ください。</p> <p>④必要台数の想定があればご教示ください。また台数の内訳(庁舎職員用、庁舎用(公用車)、来庁者用、議会用(議員用)、県議会来客・傍聴者用、民間提案エリア用など)をご教示ください。またそのうち、3号館駐車場で確保される想定があれば、その台数をご教示ください。</p> <p>⑤再整備後の試算面積である10,500㎡の内に、3号館の既存駐車場面積は含まれるでしょうか。含まれる場合、3号館の駐車場面積をご教示ください。</p>	<p>① 128 台</p> <p>なお、この台数には民間提案エリアに整備する施設に対する附置義務駐車台数は含まれていません(なお、民間提案エリアで参入企業が独自に追加で駐車場整備を行うことを妨げるものではありません)。</p> <p>②含まれます。</p> <p>③52 台</p> <p>④庁舎用として公用車 34 台(R7.8現在の台数)及び来庁者用 33 台を最低限確保するほか、県民交流機能の利用者用、及び県議会議員用を含めた必要台数は、基本計画で検討します。</p> <p>⑤②と同じ(約 3,500 ㎡)</p>
26	<p><b>仕様書 P3 4 業務内容 (2) モトキタエリア整備計画の検討 ア 与条件整理</b></p> <p>『・県庁周辺地域の主要な歩行者動線の通行量及び歩行者の動向を、既存データも活用しながら調査・分析し、来訪者のニーズ、ポテンシャルを把握する。』とありますが、原則従前の基本計画策定支援業務の成果品(R2年度)を用いた分析を行うこととし、追加の調査が必要となる場合の別途費用は追加と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>仕様書に記載のとおり、「主要な歩行者動線の通行量及び歩行者の動向については、既存データも活用しながら調査・分析すること」としています。従前成果物の時点から年数が経過していることから、再度の調査は一定必要と考えています。必要となる調査については本業務の対象となりますので、委託金額の中で負担いただくこととなります。</p>

27	<p><b>仕様書 P3 4 業務内容 (2) モトキタエリア整備計画の検討 ア 与条件整理</b></p> <p>『・現況測量、地歴調査、道路埋設物調査については令和元年度に実施済みのため、それを活用すること。<u>ただし、必要な場合は追加調査を行うこと。</u>』とありますが、「必要な場合」を具体的にご教示ください。また、「必要な場合」を現時点で想定し得ない場合、業務量不明であり経費見積に含められないため、業務開始後に追加調査が発生した場合は追加業務として増額の変更契約を行うものと考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>配置計画等の検討の結果、既存資料で不足する場合は想定しています（基本的には実施済調査で全て対応可能と考えており、追加調査は不要と考えています）。</p> <p>追加調査を実施する場合は、追加業務として別途費用を協議の上変更契約を行います。</p>
28	<p><b>仕様書 P6 6 成果品</b></p> <p>成果品リストの中に中間報告書は記載がありませんが、一方で「4 業務内容 (1) 県庁舎機能整備基本計画の検討 セ 事業計画・概算事業費算定」において、「・次の基本設計の対象範囲を定めるため、事業手法については、<u>概ね令和8年秋頃の中間報告を中途に確定させる。</u>」とあります。中間報告書は今回の業務の成果品に含まれるものと考えてよろしいでしょうか。また含まれる場合、中間報告書は事業手法の報告のみと考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>中間報告は県が仕様書4(3)に示す有識者委員会資料として作成するものであり、その資料作成を委託するものです。</p> <p>中間報告は、事業手法や建物配置など、施設整備の根幹に関わる内容を想定しています。</p>
29	<p><b>仕様書 P6 6 成果品</b></p> <p>「上記電子データ 1式 ※データ形式はPDF 及びオリジナルデータ（ワード、エクセル、パワーポイント、CAD (JWW 形式)）」とありますが、提案者が使用するCADソフトがJW CAD ではない場合、『オリジナルデータ』としてJWW形式以外の形式(DWGもしくはDXF)を納入することで代替することは可能でしょうか。</p>	<p>可能です。ただし、JWCAD と互換性のある保存形式としてください。</p>
30	<p><b>募集要項 P1 第12 委託業務 (5)その他</b></p> <p>基本設計業務の対象は、仕様書別図2に示された新庁舎・県民会館、新議会棟及びにぎわい広場は必須と捉えますが民間提案エリアにある駐車場も対象でしょうか。また新庁舎から行政棟（現3号館）を結ぶ動線も対象でしょうか。また民間提案エリア内に含まれる地下鉄駅接続出入口の改築・改修も必要となる場合、基本設計業務の対象でしょうか。</p>	<p>基本計画において県が整備することとなった施設等を基本設計業務の対象とします。</p> <p>例えば、民間提案エリアにある駐車場をPFIにより整備することとした場合、当該駐車場は基本設計業務の対象外となります。</p>

31	<p><b>基本構想 P49 Ⅷ参考 (2)①概算事業費</b>  設計・監理の概算事業費として約25億円が計上されていますが、想定されている内訳（基本設計・実施設計・調査業務・監理業務・工事発注支援業務・設計意図伝達業務・その他 等の内訳。また、棟別にそれらを想定されている場合、その内訳）をご教示ください。</p>	<p>基本設計や実施設計等の想定金額の内訳が明らかになると、予定価格等を推測しやすくなり、入札の公平性・透明性が損なわれるおそれがあります。そのため、今後の入札等の適正な執行にあたり、内訳金額をお示しすることは差し控えます。</p>
32	<p><b>基本構想 P42 Ⅶ今後の進め方 1 スケジュール</b>  基本設計をもとに実施設計・工事を一括発注する場合、実施設計の一部を先取りした通常の基本設計よりも詳しい設計図書が作成が求められると捉えますがその認識で宜しいでしょうか。</p>	<p>実施設計や建設工事の事業手法については、基本計画の中で検討することとしております。そのため、基本設計の内容は実施設計以降の事業手法や対象施設に応じて決定するものとお考えください。</p>
33	<p><b>基本構想 P49 Ⅷ参考 (2)①概算事業費</b>  設計・監理の概算事業費として解体設計費の項目が設定されていますが、解体設計は、基本設計とは別に発注されるご予定でしょうか。</p>	<p>1・2号館、別館、西館、議場棟については、既に解体設計を実施済みであり、旧県民会館については、来年度に別途発注予定です。そのため、基本設計においては、当該解体設計の成果物を活用することが可能です。</p>
34	<p><b>募集要項 P10 第3 8 (3) 審査基準</b>  価格評価の配点10点について経費見積金額に応じた評価式をご教示ください。</p>	<p>具体的な計算式については、競争性確保の観点から、非公開とします。  評価の考え方はNo.3のとおりです。</p>
35	<p><b>仕様書 P3～P4 4 業務内容 (2) モトキタエリア整備計画の検討 ウ 導入機能 民間事業導入可能性</b>  現在、別途進められている「新庁舎整備に伴う調査周辺敷地の活用に関するヒアリング調査」にて、その実施要領の資料の中で、民間提案エリアの活用に向けた考え方が示されていますが、こちらの記載は、本業務に際しての既定事項となりますでしょうか。また、本業務の中で、その成果の活用及びヒアリング参加者への追加調査等を行うことは可能でしょうか。</p>	<p>当該ヒアリング調査で示す「民間提案エリアの活用に向けた考え方」は、あくまで現時点での県の想定などを記載したものであり、既定事項ではありません。  そのため、当該考え方は参考にしつつ、これに捉われない柔軟な発想による提案を募りたいと考えています。  また、当該ヒアリング調査の結果は、本業務において活用いただくとともに、ヒアリング参加者への追加調査等も可能とします。</p>
36	<p><b>仕様書 P5～P6 5 有識者委員会の運営支援</b>  委員会（4回程度）とありますが、開催時期について、概ねの想定がありましたら、ご教示いただけますでしょうか。また、委員は、選定委員会の委員と同一の方になりますでしょうか。同一ではない場合、概ねの人数をご教示いただけますでしょうか。対応事項は資料及び記録の作成となっておりますが、各委員の方への事前の個別説明などは、生じない前提でよろしいでしょうか。また、委員への謝礼、お車代等は、業務費用には含まれないとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>開催時期については、第1回を5～6月頃、第2回を8～9月頃、第3回を11月頃に開催し、中間案をとりまとめ、第4回を1月頃に開催し、最終案をとりまとめることを考えています。  委員については未定のためお答えできませんが、関係分野の有識者を中心に7名程度を想定しています。  委員への事前の個別説明は県において行いますが、受託者は資料作成や、県への説明等を行うことを想定しています。  委員への謝金、旅費は、県において負担し、事務を行います。</p>

37	<p><b>【仕様書 P3~P4 4 業務内容(2) モトキタエリア整備計画の検討 ウ 導入機能エ 民間事業導入可能性</b></p> <p>民間活用エリアの事業者選定にかかる条件書等の作成支援は基本設計段階の業務に含まれることが想定されるため、基本計画策定支援業務には含まれていないものと考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>民間提案エリアの事業者選定にかかる最終的な条件書等の作成は、基本設計段階で別途行う予定ですので、本業務においては含まれないと考えて差し支えありません。</p> <p>本業務では、条件書等の作成に必要な条件整理等を行うことを想定しています。</p>
38	<p><b>募集要項 P1 第1 2 (5)その他</b></p> <p>「基本設計を委託する実際の施設規模等に基づき見積を聴取し、県で算定する設計予算額の範囲内の場合、」とありますが、基本計画で整理されている施設規模等に基づき県が算定される設計予算額を凡そでも結構ですのでご教示ください。</p>	<p>基本設計については、本業務受託者との随意契約を行うにあたり、見積書を徴収したうえ、県予算内であった場合に契約することとなりますが、経済性確保の観点から、予定価格の推測に繋がる予算額をお示しすることはできません。</p> <p>また、県で整備することとなる施設は、基本計画の中で決定していくため、現時点では基本設計の対象施設は決定していません。</p> <p>なお、基本構想P49のとおり、基本計画策定費、基本設計・実施設計・工事監理費、解体設計費を合わせた金額は、現時点で合計約25億円を想定しています。なお、金額は今後の物価変動に応じて、各段階において適切に見直すこととしております。</p>
39	<p>旧県警東側駐車場敷地の建物ボリュームを検討するうえで、敷地与件である特定街区の内容をご教示いただけないでしょうか。(県警本部庁舎との関係で決定される条件、緩和規定の概要及び有無など)</p>	<p>別添4のとおり</p>
40	<p>旧県警東側駐車場敷地の特定街区に関する条件として、許容される容積(延床面積)をお示し下さい。</p>	<p>No. 39のとおり</p> <p>なお、県警察本部庁舎の延べ面積は、約47,200㎡です。</p>
41	<p>旧県警東側駐車場敷地の特定街区に関する条件として、高さ制限、斜線制限などがあれば、お示し下さい。</p>	<p>No. 39のとおり</p>
42	<p>旧県警東側駐車場敷地など、地下に既存躯体がある場合は、存置物の概要・配置などご教示いただけないでしょうか。</p> <p>(前回の基本計画業務時に杭の存置を検討されていましたが、スケジュールに大きく影響があるので、今回の既存物の対応について方針があればご教示願います。)</p>	<p>旧県警東側駐車場敷地については別添5のとおり</p> <p>なお、旧県警東側駐車場敷地は、にぎわい機能の誘致を想定しており、県庁舎自体の整備スケジュールに影響を与えるものとは考えていません。</p>

43	<p>現 2 号館敷地と旧県民会館跡地との間の道路は廃道することではなく、存続すると考えて宜しいでしょうか。</p>	<p>当該道路については、県敷地の活用と併せて、ウォークアブルなまちづくりに向けたあり方を検討する方針です。</p> <p>廃道や歩行者専用道路化など、道路の現状変更は、道路交通網全体に影響するものであり、神戸市との協議も必要で、現時点で廃道を前提とはしていません。基本計画において隣接敷地の民間提案エリアの活用方針を具体化していく中で、現状変更の必要性や効果などを踏まえ、様々なあり方を検討していきます。</p>
44	<p>新庁舎及び新議会棟の必要諸室各室与条件は前回基本計画（R2 年）と同じと考えてよろしいでしょうか。異なる部分があれば同部分を教えていただけないでしょうか。</p>	<p>必要諸室の与条件は、前回計画（R2 年）で整理した内容を活用しながら、基本構想時に県において見直しを行っており、契約後に提供します。大きく異なる点としては、新庁舎と県民交流機能を合築するため、庁舎で必要な会議室の一部を庁舎で整備せず、県民交流施設で整備する貸会議室を活用する方針です。</p>
45	<p>新議会棟の建物に関して、導入する民間事業の計画（建設、維持管理等）に含めることは可能でしょうか。</p>	<p>新議会棟については、現地建替を前提としていますが、隣接敷地に整備する民間施設の建設と維持管理等を一体的に行うことは選択肢としていただいて結構です。</p> <p>ただし、完成時期やコスト面などから総合的に判断し、整備手法を検討していくこととします。</p>
46	<p><b>仕様書 P4 キ緑化方針</b> ①現況の調査には「県庁敷地及び周辺敷地・道路等における緑化状況の調査」とありますが、従前成果物データ「県庁舎等再整備基本計画策定支援業務報告書(2)ク景観形成方針報告書」においては既存樹木調査を含む景観調査が行われているため、必要に応じた補足調査のみと考えて宜しいでしょうか。</p>	<p>従前成果物の調査結果を活用しつつ、必要に応じた補足調査のみを実施することで差し支えありません。</p>
47	<p><b>仕様書 P4 キ緑化方針</b> ①現況の調査には「県庁敷地及び周辺敷地・道路等における緑化状況の調査」とありますが、既存樹木の高さや幹周りを測定する樹木測量を含むと考えて宜しいでしょうか。</p>	<p>既存樹木の高さや幹周りを測定する樹木測量は、No.6 のとおり計画対象敷地（1 号館・2 号館・3 号館敷地、旧県民会館敷地、県警本部駐車場跡敷地及び県公館敷地）内の樹木のうち、高木（H=3.0m 以上）を対象に行ってください。</p>
48	<p><b>仕様書 P3 4 (2)</b> 「モトキタエリア整備計画の検討」業務において「キ 緑化方針」内の「①現況の調査」の範囲は「ク 景観形成方針」内の「①現況の調査」の範囲同様に県庁周辺地域（別図 2 に示す範囲）と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>計画対象敷地（1 号館・2 号館・3 号館敷地、旧県民会館敷地、県警本部駐車場跡敷地及び県公館敷地）内は No.6 のとおり高木（H=3.0m 以上）を対象に詳細に調査することとし、その周辺については No.46 のとおり、基本的には従前成果物の調査結果を活用しつつ、必要に応じて補足調査を行ってください。</p>

49	<p>業務委託仕様書の別図2に示す県庁舎周辺道路において、歩行者専用道または廃道等の検討は可能でしょうか。</p> <p>(前回の基本計画業務で方針が出ている場合はお示し願います)</p>	<p>当該道路については、県敷地の活用と併せて、ウォークアブルなまちづくりに向けたあり方を検討する方針です。</p> <p>廃道や歩行者専用道路化など、道路の現状変更は、道路交通網全体に影響するものであり、神戸市との協議も必要であります。基本計画において隣接敷地の民間提案エリアの活用方針を具体化していく中で、現状変更の必要性や効果などを踏まえ、様々なあり方を検討していくことは可能です。</p>
50	<p>街区間をまたがる人工地盤(デッキ)を検討されていますが、今回の業務でも設置検討が可能でしょうか?</p> <p>(前回の基本計画業務で方針が出ている場合はお示し願います)</p>	<p>現在の1号館敷地と新議会棟及び既存3号館とを連絡するための通路の確保が必要であり、加えて、にぎわいづくりに向けた各敷地間の移動を円滑にするための歩行者デッキなどの検討が必要と考えています。現時点では決まった方針はありません。</p>
51	<p>事業全体の工事期間中における、県庁舎の仮設・移転計画(他施設に仮移転等)、定まっている事項があればご教示願います。(前回の基本計画業務で方針が出ている場合はお示し願います)</p>	<p>1・2号館の入居部局について、令和8年度から一部部局が3号館等の周辺施設へ順次移転する予定であり、令和9年度からは残りの部局が民間オフィスへ移転する予定です。</p> <p>1・2号館、別館、西館、議場棟は、令和10年度以降に解体する想定としています。</p>
52	<p>従前成果物データ、県庁舎等再整備基本計画策定支援業務報告書_(2)ウ⑧②に県民会館跡地利用やにぎわい交流施設の基本計画が記載されていますが、今回の基本計画においては、これらの成果物の見直しを行うので、前回の基本計画には捕らわれないで業務を進めると考えて宜しいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
53	<p><b>基本構想 P48</b> 県民交流機能 6500 m<sup>2</sup>の内訳の想定がありましたら、ご教示ください。</p>	<p>No. 17 のとおり</p>
54	<p><b>仕様書 P4 (2)エ③民間事業者ヒアリング</b> 現在、貴県では、現在「新庁舎整備に伴う庁舎周辺敷地の活用に関するヒアリング調査」を実施されており、この調査において、民間提案エリアの活用案、事業スキーム等について予め民間事業者にヒアリングを行うものと考えています。</p> <p>本調査でのヒアリングは、民間事業者にさらに具体化した計画やスキームを提示して行うものと考えておりますが、貴県の意図に沿ったご提案をさせていただくため、2段階で実施することの意図をご教示ください。</p>	<p>お見込みのとおり、「新庁舎整備に伴う庁舎周辺敷地の活用に関するヒアリング調査」の結果を踏まえ、本業務においてさらに具体化した計画やスキームを提示した上でヒアリングを行い、事業者の公募に向けた課題整理を行うため、2段階でヒアリングを行うものです。</p>

55	<p><b>募集要項 P10 8 第2次審査 (3) 審査基準</b>  本プロポーザルの審査期間中に実施される「新庁舎整備に伴う庁舎周辺敷地の活用に関するヒアリング調査」にて収集された意見等が、審査基準に影響を与えることはないという理解でよろしかったでしょうか。</p>	<p>当該ヒアリング調査の意見は審査に影響しないと考えていただいて結構です。  ただし、基本計画の検討については、当該調査結果を参考にしながら進めていくこととします。</p>
56	<p>従前成果物データでは新庁舎の食堂は職員専用で県民・来街者の利用はないとありましたが、今回の計画では県民・来街者も利用できる提案は可能でしょうか</p>	<p>食堂については、運営リスクや整備コストの観点から、職員専用のものを庁舎内に整備することは考えておらず、民間提案エリアにおける飲食機能の導入により対応できないかと考えています。そのため、職員だけでなく、県民や来街者も利用できる提案は可能とします。</p>